

収集できないごみ

- 危険物**……………ガスボンベ、医療廃棄物(感染症の恐れのある物)、劇毒物、農薬、塗料、廃油(食用油を除く)、火薬、消火器等
- 土砂類**……………土、石、砂、燃えがら(焼却灰)等
- 建築廃材**……………瓦、コンクリート、レンガ、タイル、保温材、浴槽(FRP・人造大理石製)、浄化槽等
- 自動車用品**……………タイヤ(外径76cmよりも大きいもの・貨物車輛のタイヤ)、バッテリー、マフラー、バンパー等
- その他**……………ピアノ、農機具(50kgより重いもの)、オートバイ(原付含む)、動物のフン、農業用ビニール、金庫、切り株、パソコン本体、ディスプレイなど

※これらの物については、購入店または市へ相談されるか、廃棄物処理専門業者へ処理を依頼してください。

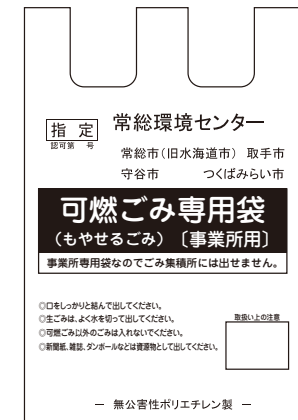


事業系一般廃棄物

- 事業系のごみは、集積所には出せません。
- 事業系一般廃棄物のうち、市が許可したごみについては、環境センターで処理することができます。
- 環境センターでの処理を希望する場合、次の二つの方法があります。(有料)
 - ①市が「許可」した収集業者へ依頼し、搬入する。
 - ②市役所で「事業系一般廃棄物搬入許可証」をもらって自ら搬入する。

※指定袋による分別の徹底を行わない場合は、搬入できません。

※産業廃棄物の処理は、環境センターでは行っていません。



※一般家庭からのごみも、市役所で、「家庭系一般廃棄物搬入許可証」をもらって自ら搬入することができます。(有料)